

2018年6月

投資家の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

「ドイチェ・ジャパン ファンド」約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、追加型証券投資信託「ドイチェ・ジャパン ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

当ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 変更の内容及び理由

当ファンドの信託期間は無期限となっておりますが、現在の当ファンドの信託財産規模及び設定・解約の状況等に鑑み、今後長期的に当ファンドの商品性を維持することが困難であると弊社は判断いたしました。しかしながら、当ファンドは一部確定拠出年金での取扱いがあり、諸手続きに時間を要するため、直ちに信託終了（繰上償還）を行うのではなく信託期間を2018年11月26日（月）までとする変更を行います。

2. 約款変更の日程及び手続きについて

公告日 (異議申立てを行うことができる受益者及び受益権口数の確定)	2018年6月18日(月)
異議申立て期間	2018年6月18日(月)から 2018年8月1日(水)まで
新規の取得申込みの受付	2018年8月6日(月)まで
信託約款変更予定日	2018年8月8日(水)
信託約款変更適用予定日	2018年8月29日(水)

この約款変更につきまして、2018年6月18日(月)現在の受益者の方は、上記の異議申立て期間中に、弊社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

当該異議の申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、2018年6月18日(月)現在の受益権総口数の二分の一を超えない場合は、2018年8月8日(水)に約款の変更を行い、2018年8月29日(水)付で信託期間を2018年11月26日(月)までとします。

なお、異議の申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、2018年6月18日(月)現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合には、上記の約款変更を行いません。

約款変更を行うかどうかの結果につきましては、当社のホームページ上でお知らせいたします。

(注)「異議申立て」とは、投資信託及び投資法人に関する法律に定められた手続きであり、約款の重大な変更や信託終了（繰上償還）を行う際に必要とされる手続きです。

以上